

# 憲法を何とかしなければ! このままでは日本は滅びます!

しかし現行の日本国憲法を決して  
「改正」してはならないのです。

法律的に見て、日本憲法ではありえない現行の日本国憲法は、  
「改正」ではなく「無効であると宣言して破棄」し、今も生きている  
正統な日本憲法である「大日本帝國憲法」を復元し、それを改正  
しなければなりません。

これが日本をよみがえらせる唯一の正しい道です。  
この「大日本帝國憲法の復元・改正」によつて初めて、我が国は  
「占領下の日本」から脱却し、眞の独立国家になれるのです。

## なぜ「改正」はダメで、 「復元・改正」なのでしょうか?

次の一派の識者、専門家のご意見をお読み下さい。  
ご賛同の方はぜひ別紙の署名用紙にご署名をお願い致します。

# 私はなぜ「憲法改正」に反対で、現行憲法の「無効宣言」を唱えるのか

上智大学名誉教授 渡部昇一

周知のとおり、日本国憲法は、日本が第二次大戦に敗北し、アメリカを中心とした連合軍の占領下に制定された。占領下といふのは日本に主権がない状況を意味し、大使館さえなかつた。

つまり日本国憲法は日本に「主権」がない、「国家」でない時代に占領軍によつて作られた「外國産」だということだ。だから「主権の発動たる憲法」でありえず、本質的には「占領政策基本法」といふべきである。

私が「憲法改正」に反対で、「無効宣言」を唱えるのも、一度でも改正を許すと「占領政策基本法」を「憲法」としてお墨付きを与えることになるからである。つまり「占領政策基本法」に日本人が正当性(legitimacy)を与えることになるのだ。それを防ぐためにも一旦無効宣言し、明治憲法に戻してから——その期間は半日でもよい——改めて憲法改正の手続きをふめばよい。

ともすれば乱暴に聞こえる「無効宣言」だが、この「占領政策基本法」が「主権」がない占領下という日本史の中でも未曾有な時期に作られた異常な産物であることにそ今いちど顧みるべきで、戦争を知らない若い人たちにも伝わるように話をするばれば「無効宣言」が決して暴論でないことがわかるはずだ。

「無効宣言」に対して現実的にはないという意見があるが、その手続きは意外と簡単なのである。

まず、日本政府は新憲法草案を用意し、一旦日本国憲法の「無効宣言」を行ふ。とにかく一度でも日本国憲法の「無効宣言」をすればよい。そして「無効宣言」をした上で、半日でも一時間でもよいので我が國の憲法を明治憲法に戻し、その日のうちに「明治憲法の改正」という形で新憲法を制定するのだ。同時に現在の皇室典範も「無効」にすればいい。これだけで済む話である。

また戦後に出来た諸法律は、新しい憲法によって改正されるまでは有効とすれば社会的に混乱はない。

もし改正すれば、「国際法違反の日本国憲法」の出自を引きずる

神奈川大学経済学部教授 小山和伸

大東亜戦争後七十年を経て、今日ようやく日本国憲法の改正が国政議場の日程に載せられつつある。同憲法は、GHQ\*の日本弱体化の企図に基づく占領基本法として、戦時国際法に違反

\* GHQ：連合国軍最高司令官総司令部

して、日本国占領中に制定されたものである。アメリカ軍人によつてわずか一週間で創作された同憲法は、作成に当たつたケーディス大佐でさえ「日本が独立すれば直ちに破棄されるものと思つていた」と証言するほどの代物である。原文が英語のこの押しつけ憲法は、ケーディス大佐の予測通り、元来改正よりも破棄されてしまうべきものである。なぜならば、「占領国は、占領中に被占領国の法制度を改廃してはならない」趣旨の戦時国際法に背馳した同憲法の、改正条項に従つてこれを改正すれば、改正後の憲法も戦時国際法違反の出自を引きざることになるからである。もし日本国憲法が破棄されれば、直ちに大日本帝国憲法が復活する。そこで同憲法の時代変化に応じた改正案をあらかじめ用意しておき、大日本帝国憲法の改正手続きに従つてこれを改正する、というのが法論理的に最も合理的である。

我々が本来求めるべきは、日本の国柄に即した自主憲法であるといふ確固たる意識を堅持しなければならない。

眞の日本を取り戻すため、諸悪の根元である占領憲法を無効にせよ

吉野・吉水神社宮司、「けんむの会」会長 佐藤素心（へい彦）

日本は戦争には敗北したけれど、日本民族の精神まで敗北したわけではありません。

「大和魂」も「帝国憲法」も生きています。

憲法改正とか自主憲法などと「寝言」を言つてもそのハードルは高く……決議して三十年以上もかかります。だから……憲法無効しかない事に気が付きました。

占領下で……アメリカに押し付けられ、英文で投げ与えられた「占領憲法」を精査すれば、誰でも気が付く、大きな瑕疵があることが。

この日本人の国柄に合わない、日本人を骨抜きにする「憲法モドキの講和条約」を、アメリカに返還したいと望んだ！

今、日本は「国難」に遭遇している。「美し国日本」の再生・蘇りのために、「同志的」結合により錦の御旗の下に立ち上がつた会が「けんむの会」でございます。

戦後日本が腐敗堕落し、弱体化し教育は乱れ、道徳感が失われてしまったことを痛感し、「領土も護れず、拉致された人々も取り返せない」日本の文化伝統が破壊されて行く事に耐えられず、その病理の原因が「憲法」にあることに気がついた。

「誇りのある日本の再生」「日本人が日本人のために眞の日本を取り戻す」事を祈願して、ここに……国軸の吉野から「日本再生・甦り」のため「諸悪の根源である占領憲法を無効にする会」です。

何もたいした事は致しません……無法な事は致しません。につづり笑しながらただ、「占領憲法」をドブに捨てるだけです。

# G H Q隸屬下で生まれた占領憲法

憲法学会会員、弁護士 南出喜久治

(平成二十七年十一月二十九日に  
憲法記念日に記す)

我が国は、昭和二十一年八月十四日にポツダム宣言を受諾し、同年九月一日に降伏文書に調印した。これらは、帝國憲法第一三條の講和大権に基づくもので、これによつて我が国の独立が奪はれてG H Qの占領が開始し、最終の講和条約（出口条約）となるサンフランシスコ講和条約第一条（2）により、「日本国と各連合国との間の戦争状態は、……」この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。まで、約六年八ヶ月間の「被占領トンネル」の入口に位置する講和条約である。

この降伏文書の邦文訳によれば、「天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ、本降伏条項ヲ実施スル為適當ト認ムル措置ヲ執ル連合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス。」とされてゐるが、ここに、「制限ノ下ニ置カル」といふ訳文は、外務省による意図的な誤訳である。つまり、「subject to」は「隸屬」であつて「制限」ではないのである。従つて、占領時代では、当然のやうにG H Qの完全な隸屬下に置かれてゐた。

ところで、昭和二十一年四月四日から独立回復した昭和二十七年四月二十八日までの間、「英文官報」（英語版官報）が発行されてゐた。これは、外務省の終戦連絡事務局と法制局との協議によつて作成し、GHQの承認を得て掲載されるものであつて、我が國の法令は、すべてGHQとの条約交換公文方式によつて公布、公示されてきた。そして、占領憲法についても、特に厳密にGHQの承認を得て帝国憲法改正案（占領憲法）の英訳文を作成して掲載されたものである。

どうして英文官報が存在したかと言へば、昭和二十年九月一日の降伏文書調印の直後に発令されたGHQの布告によつて「英語を公用語とする」とされ、占領期間中に発行を義務付けられた「英文官報」が我が国の法令等を記載した公式文書となつたからである。邦文官報の内容は単にその訳文に過ぎず、解釈に争ひが生れたときは公用語である英文の原文に従ふこととなり、占領憲法も英文官報に掲載された英文（THE CONSTITUTION OF JAPAN）が原文といふことなのである。

つまり、GHQの完全軍事占領下の非独立時代に、しかも、「戦争状態」下で占領憲法は生まれたのである。これを「憲法」として「有効」だと強弁するのは、立憲主義に違反する法匪の言説に他ならない。GHQによる天皇の憲法改正発議権の篡奪があつたこと（第七三條違反）、國家の異常な変局時には憲法改正ができないこと（第七五條違反）などからして、占領憲法は憲法

としては無効であり、帝国憲法は現存してゐる。そして、帝国憲法第七六条第一項の「無効規範の転換」規定に基づいて、占領憲法は「講和条約」の限度においてのみ効力が認められるに過ぎないのである。

ところが、承認必謹を持ちだして、天皇がこれを「公布」したのであるから無効なものでも憲法として有効になるなどと主張する輩の見解があるが、これは天皇に責任転嫁することを目論むものであつて二重の意味で不敬である。

まづ、天皇の公布行為は、法令を周知させる形式的行為であり、公布があれば無効のものが有効になるのではない。さらに、GHQ隸属下の天皇の公布を以て無効のものでも有効であるとすることは、天皇の政治的無答責を定めた帝国憲法第三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」に反して、天皇に公布行為による政治的責任を押しつける行為に他ならないからである。

我々は、眞の意味での「戦後レジームからの脱却」を実現して国家再生のための第一歩を踏み出す必要がある。それが「占領憲法無効宣言」なのである。

編集・発行『ときみつる會』広報部

〒七八〇一〇〇六二

高知市新本町一丁目十三一三

TEL〇八八一八七一七一三三

FAX〇八八一八〇三一八六六二

# 日本国憲法（占領憲法）無効宣言し、大日本帝国憲法復元を請願

## 請願趣旨

「日本国憲法」として詐称し続けている占領憲法は、GHQの軍事占領下で我が国の独立が奪われ主権がない時期に、GHQの圧力によって強制的に押しつけられたものです。したがってそれは、日本国の憲法ではなく、占領軍の「占領政策基本法」（渡部昇一氏論）あるいは「帝國憲法」の下位法規である「講和条約」（南出喜久治氏論）にすぎず、本来ならば、サンフランシスコ講和条約が発効した昭和二十七年四月二十八日、日本が主権を回復した時点で速やかに無効と宣言し破棄されるべきものでありました。大日本帝国憲法は、占領下においても、そして今日でも、厳然として存在しており、占領憲法の無効宣言によつて即座に復元するものと確信しております。

現行の憲法は、このように敵国であった占領軍により英文で書かれたものを翻訳したもので、日本が自滅の道をたどるようになります。今より半世紀ほど以前より、偉大なる先覚者、谷口雅春開祖は『吾々は現行憲法が、その制定の順序、過程、強制などごとく、明治憲法に対して違憲であるがゆえに、本来無効であるということをハッキリさせて、速かに明治憲法の復元を宣言しなければならないのであります。（略）今の憲法のままでは、日本国は滅びるし、滅びるどころか、既に国家としての存在内容がないのであります。存在内容がないから、その事実が日を追つて具体化して国家は次第に弱り消えて行きつつあり、それをうかがつて隣国が日本の工業力をわがものにしようとしているのです。』と警告しておられます。

このような国家衰亡を意図してGHQが作成した憲法のままでいいないと、最近では憲法「改正」の声が上がり始めました。これは一見よろこばしい傾向と見えるものの、「改正」はしてはならぬものと心得ます。と申しますのは、一度でも占領憲法の改正手続きに従つて改正したならば、日本国自身が占領憲法を日本の正当な憲法であると認めたことになり、神代の昔から連綿と続いた皇室と日本の尊い神聖な伝統は破壊され、日本はその生命体としての生命の中心を失い、今後永遠に占領軍の敷いたレールの上を歩かされることになるからです。日本の碩学、渡部昇一氏は、「私が『憲法改正』に反対で、「無効宣言」を唱えるのも、一度でも改正を許すと「占領政策基本法」に日本人が正当性（legitimacy）を与えることになるのだ。それを防ぐためにも一旦無効宣言し、明治憲法に戻してからーその期間は半日でもよいー改めて憲法改正の手続きをふめばよい。ともすれば乱暴に聞こえる「無効宣言」だが、この「占領政策基本法」が「主権」がない占領下という日本史の中でも未曾有な時期に作られた異常な產物であることこそ今いちど顧みるべきで、戦争を知らない若い人たちにも伝わるように話をすれば「無効宣言」が決して暴論でないことがわかるはずだ。』と述べておられます。

私たちは、皇室と日本の神聖な伝統と正しい歴史を断絶させず、眞の日本を取りもどすために、日本国憲法（占領憲法）の改正に反対し、「占領憲法の無効宣言」によつて今も生きている日本の正統なる憲法である大日本帝國憲法を復元し、帝國憲法を必要に応じて改正することを請願いたします。

請願者 『ときみつる會』

代表 宮澤 潔 並びに

賛同者一同（裏面の請願者署名簿参照）

二七八〇一〇〇六一 高知県高知市新本町一の十三の三

電話 ○八八一八七二一七一三三

「占領憲法の無効宣言」によつて、今も生きている日本の正統なる憲法である大日本帝國憲法を復元し、帝國憲法を必要に応じて改正する請願趣旨に賛同します。

取扱者または取扱団体

### 黎明教育者連盟

| 氏名   | 住所 |
|--|----|
| 〒224-0066 横浜市都筑区見花山一-三〇<br>電話(045)949-0568 FAX(045)973-8384<br>見花山ビル三階 |    |

請願者署名簿

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
|    |    |

請願者 『ときみつる會』代表 宮澤 潔

賛同者

安田賢一

黎明教育者連盟 理事長  
憲法学会会員、弁護士

南出喜久治

小山和伸

神奈川大学経済学部教授  
吉野・吉水神社宮司

佐藤素心(一彦)

「けんむの会」会長  
昭和音楽大学名誉教授

國武忠彦

昭和音楽大学名誉教授